国道８号バイパス計画（彦根～東近江）について

久保田正利 議員

録画配信はこちら

Q 環境への対策は

A 騒音振動・農作物の環境に配慮し取り組む

コロナ禍による事業の中止について

問 コロナ禍による事業の新しい開催方法についてどの様な考えなのか問う。

なかでも行政との懇談会の機会は各自治会（字）の住民との生の意見交換の場だ。行政と地域住民との意見の交換会の場はとても大切だ。今後の開催方法についての考えを聞く。

答（町長）

昨年度は、各区長様宅を訪問し、今年度は自治会ミーティングと題して、各自治会の役員会等に出席させていただき、日頃の話題や日常的に課題と感じられていることなどにについて、膝を突き合わせて懇談をさせていただいた。引き続き予防措置を講じながら、積極的に地域に出向き、地域の皆さまと膝を突き合わせ、よりコミニケーションを深める機会を積極的に設けることで、地域と行政の信頼関係を一層強固なものとしていきたい。

バイパス計画について

問 国道8号（彦根～東近江）バイパス計画にかかる（仮称）開通事業の件について、現在の解っている範囲で環境アセスメントの状況を問う。インフラ整備については地域発展のため喜ばしいこととは思うが、同時に農作物への汚染被害や、町としての環境の汚染が少なからず考えられる。環境への配慮並びに都市計画の今後の整備についてどの様な考えなのか問う。

答（建設・下水道課長）

環境アセスメントの状況は、国道8号彦根～東近江（仮称）事業は、平成28年12月より計画段階評価が実施され、令和元年6月に概略ルートが提示された。環境影響評価対象項目として騒音振動等、農作物や環境汚染として調査結果に基づき考慮される。

•町は都市計画区域内、区域区分未設定区域である。学校、保育所、青少年の育成等の住環境にも協議いただきたい。

安壺（あんこ）川の流下能力について

問 安壺川の河川改修が行われてから約50年近くになる。宅地化による土地の整備並びに道路整備によるアスファルト舗装等、当時の地下浸透の状況とは大きく変わっている。近年での異常気象によるゲリラ豪雨による雨水排水の処理、堤防の経年劣化が進み耐えきれるのか、今後、県との協議が必要と考える。たまたま安壺川は身近にあるので例に挙げたが、他にも考えられる河川はあるかと思うので、検討を求める。

答（建設・下水道課長）

安壺川をはじめとする河川沿線では整備当時田畑が多くあったが、現在宅地開発などが進み、形状が大きく変化している区間も見受けられる。近年の異常気象により、雨水や排水の処理能力、堤防の経年劣化も進んでおり、今後、河川沿線の宅地化がさらに進めば、提体法面の浸食や、洗堀に対して安全性の確保が重要となる。雑木や堆積土により流下能力が低下する区間において、しゅんせつを実施されている。日常において、安壺川をはじめとする町内一級河川で、堤防の欠落や崩壊などの変異を早期に発見や確認することが非常に大事だと考えている。地域の方々と連携を図り、町でのパトロールも実施し、早期に河川堤防の改修や強化にかかる要望を県に対し今後もしっかり行っていく。

一級河川の堆積土

堤防の劣化侵食

学童保育所入所希望について

辰己 保 議員

録画配信はこちら

Q 親が就労していないと入所できないか

A 求職活動中であれば相談を

米一俵千円の補償について

問 農村社会を壊していく米価の暴落を下支えするためにも、コメ一俵千円の補償を求める。

答（町長）

今般の米価下落はコメ農家が厳しい状況にあると認識している。

農業には国による経営所得安定対策があり、米価の安定に取り組みつつ、直接の所得補償を廃止し、需要に応じた作物への転換を生産者に促している。また、売り上げ減少には「収入減少影響緩和対策」や「収入保険制度」そして「つなぎ融資」がある。

今後の農業経営を考え、事前契約や複数年契約による安定取引を推進する一方で、販売先が確保できないコメ生産はやめ、麦・大豆・飼料用米など収益性が確保できる作物への転換を進めている。需要者のニーズを見極めた水田農業を推進していく。

問 農業者は、生産調整に努力されている。コメの暴落は、経営者の努力不足によって起こったのか。

答（町長）

生産配分は、国家のコメ政策で動いている。生産の効率化は、技術革新、苗の改良、様々な整備の改良による成果である。需要を上回る供給という市場の中で価格が難しくなっているのが大きな社会の流れである。

社会の流れを鑑み、地域と土地をどのように守るか、関係者が汗をかき知恵を出しているのが現下の状況である。

問 市場経済に農業を委ねるのではなく、今の現実を直視する。農村社会を守るため補償を求める。

答（町長）

自由生産、自由流通が担保されている国家であり、今の日本の形だ。そのなかにおいて、より適切な形で、いろいろな知恵を出しながら、農業者の方々にしっかりと次にバトンを渡せるようにと知恵を出しながら進んでいるのが、現在の農政である。

学童保育入所希望者への対象について

問 子どもが小学校一年生になるのを機会に就労を考え、学童保育への入所申し込みをおこなったが、就労していない理由で入所できなかった。町条例には「求職活動を継続的に行っていること」と記している。「継続的に行っている」との判断は何か。

答（子ども支援課長）

「求職活動を継続的に行っている」判断としては、例えばハローワークでの継続的な求職活動が挙げられる。具体的には、3ヵ月の期間を設け、その期間内の求職活動に対して入所を認めている。

問 家族設計に伴い働きたいと思うのは普通。「丁寧にしっかりと聞き取り」との答弁通りの対応を聴く。

答（子ども支援課長）

「保育の必要性の認定に関する規則」には求職活動がある。求職活動中と分かれば相談に乗る。基準をクリアしていれば入所もしていただくことになる。